

雇児福発第0331002号

平成16年3月31日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

今般、標記について、別添のとおり平成16年3月31日付で、国土交通省住宅局長より都道府県知事あて通知が発出されたところです。

ついては、DV被害者が公営住宅に入居を申し込んだ場合等に、婦人相談所、婦人保護施設等に入所していた事実についての証明を求められることとされています。証明が求められた際には遺漏なきよう対応していただくようお願い致します。

貴職より貴部（局）所管の関係機関及びDV関係部（局）等に周知いただきますようお願い致します。

国住総第191号
平成16年3月31日

都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第3項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部が変更（平成15年7月4日閣議決定）され、全国において実施することとなった規制改革事項として、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）における配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）への対応の明確化について位置付けられ、また、「規制改革集中受付期間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」（平成16年2月27日閣議報告）においても位置付けられたところである。

については、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV被害者の公営住宅への入居の取扱い等に関し、以下の事項について特段の御配慮をお願いする。

また、貴管内の事業主体（公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）に対してもこの旨周知されるようお願いする。

記

第一 公営住宅への入居の取扱いについて

- 一 DV被害者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。
- 二 優先入居を認められるDV被害者は、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ① 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」（以下「DV法」という。）第10条の規定に基づき、保護命令中の配偶者から暴力を受けた被害者
 - ② 婦人相談所において、配偶者からの暴力を理由として一時保護（DV法第3条第

2項第3号の規定による一時保護をいう。以下同じ。)をした又はしている者(一時保護委託を含む。)、配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の退所者及び入所者

三 事業主体は、上記二のDV被害者に係る公営住宅の入居者資格のうち収入の額の認定に当たっては、当該DV被害者の今後の婚姻関係の継続の見通し等について十分考慮し、離婚の届出をしていないが、当該DV被害者に離婚の意思があることを確認したときには、当該婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱っても差し支えないこと。

四 事業主体においては、DV被害者の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定されたDV被害者については、保証人の連署を必要としないことも含めて可能な限り弾力的に運用するよう配慮するものとする。

第二 公営住宅の目的外使用について

一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)第22条の規定に基づく承認を得た上で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

この場合においては、事業主体はDV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、可能な範囲で適切な配慮をするものとする。

二 目的外使用によって入居を認められるDV被害者は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第23条第2号に規定する収入要件及び同条第3号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。

三 目的外使用に係る期間については、上記二のDV被害者の実情を勘案し、概ね半年から1年を基本とすること。

また、当該DV被害者の住宅に困窮する実情や事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとする。

四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の本来入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、上記二のDV被害者の実情に応じて適切に設定するものとする。

五 目的外使用に当たっては、事業主体が「DV被害者のための公営住宅目的外使用計画」を、別記様式1により地方整備局長等(補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出し、その承認を得た場合には、補助金適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱うこととする。

なお、当該事業主体は、当該公営住宅を上記二のDV被害者に目的外使用させたときから1ヶ月以内に、別記様式2により地方整備局長等に報告すること。

第三 事業主体間における連携について

DV被害者については、二次的被害の防止等の観点から、DV被害者の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われることとなるよう、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。

第四 関係機関との連携について

上記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、当該地方公共団体の福祉部局、DV法第9条に規定する配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。